理事会運営内規

制定：2016 年 10 月 30 日
最終改正：2022 年 9 月 25 日

1　理事会の目的

日本図書館情報学会規約第 8 条 3 項に基づき，理事会は学会の主要な会務に関して決定を行う。

2　理事会の構成と招集

(1)　理事会は会長および理事によって構成される。理事会は，欠席理事の委任状を含めて，構成メンバーの 3 分の 2 以上の出席で成立する。
(2)　理事会は原則として年 2 回，会長が招集して開催する。
(3)　理事会は原則として研究集会の日程とは重ねずに開催する。
(4)　常任理事会が日程を決定し，原則として 2 ヶ月前までに通知する。
(5)　上記によらず，会長が臨時理事会を招集することができる。
(6)　理事の出欠を確認する。

3　議題と議事録

(1)　理事会の議題は常任理事会が策定する。
(2)　理事会の議事録は総務委員会が作成し，常任理事会の承認を得たのち，理事会のメーリングリスト等で承認を得る。承認後，理事会の議事抄録を会報で公開する。

付則　本内規は，2016 年 11 月 1 日より施行する。

付則　本内規は，2022 年 9 月 25 日より施行する。